

新型コロナウイルスに便乗したトラブルに注意

【事例 1】

「市役所から委託を受けて、新型コロナウイルスの感染防止のために消毒に来る」と電話があった。

【事例 2】

ネット通販でマスクを注文し、代金を振り込んだ。商品は届かず、店舗と連絡が取れなくなった。

【事例 3】

自宅を訪問してきた業者から「新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、金の相場が必ず上がる」と金を購入するよう勧誘された。

【アドバイス】

全国の消費生活センターには、事例のような新型コロナウイルスに便乗した悪質商法や詐欺に関する相談が寄せられています。また、今後も新しい手口が出現する恐れがあります。根拠のないうわさに惑わされず、正確な情報に基づいて冷静に対応するようにしましょう。おかしいと思ったら、早めに消費生活センターに相談してください。

【問】柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）

一人で悩まず、気軽にご相談ください

今回はよくある質問にお答えします。

【Q1】 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」など消費生活に関する消費者と事業者のトラブルについて相談できます。消費生活相談員が解決のお手伝いをします。

【Q2】 事前に準備しておくものはありますか？

契約書や広告チラシ、トラブルが起きた物の写真などがあれば持って来てください。なくても大丈夫。まずは電話してください。

【Q3】 相談料は必要ですか？

相談は無料ですが、通話料金がかかります。個人情報などは秘密厳守で対応しますので安心して相談して

ください。

寄せられた相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化します。その後、統計処理をして消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の防止に活用します。

おかしいと思ったら、早めに消費生活センターに相談してください。

【問】柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎 1 階商工・ブランド振興課内、午前 9 時～午後 4 時 30 分、☎ 76・1004）

